

平成 30 年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定後に計画を変更した教職課程について(報告)

平成 30 年度教職課程の認定後から平成 31 年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の①～③に該当する事項の変更が生じた大学について、書類審査を行い、一部審査意見により修正を求めましたが、最終的に全て「可」と判定しましたので御報告します。

- ① 専任教員を変更する場合
- ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
- ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合

【通常の課程認定申請分】 20 大学

国立 9 大学、公立 2 大学、私立 9 大学

【再課程認定申請分】 444 大学

国立 48 大学、公立 32 大学、私立 364 大学

(変更理由) 健康上の理由による退職、家庭の事情による退職、他大学への割愛 等

(参考) 教職課程認定審査運営内規(抄) (平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定)

6 教職課程の認定後に教育課程を変更する場合の取扱いについて

(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の各号に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否(可、保留(取り下げ勧告を含む。))について書類審査を行う。

- ① 専任教員を変更する場合
  - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
  - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

## 教職課程認定審査運営内規の改正について

### 1. 教職課程の認定後の変更にかかる規定の整備

- ・ 教職課程が文部科学大臣の認定を受けた後、当該教職課程の初年次の活動が開始されるまでの間に、その認定内容に変更が生じた場合の取扱いについて新たに定めるものとする。

### 2. 経緯及び現状

- ・ 教職課程認定は、大学の申請に基づき、課程認定委員会の審議を経て、中央教育審議会（初等中等教育分科会教員養成部会）の答申により認定されるものである。
- ・ 「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令」が平成26年2月3日に公布（平成26年10月1日施行）され、大学設置（学部設置）のスケジュールが前倒しとなったことを受け、現行の教職課程認定のスケジュールは、平成28年度開設（平成27年度審査）より2か月前倒しし、下表のとおり実施している。

（認定申請スケジュール対比表）

	申請書 提出期限	課程認定 委員会審査	教員養成 部会答申	認定
平成27年度 開設まで	開設予定年度の 前年度5月下旬	9月～11月	1月下旬	2月中旬
平成28年度 以降の開設	開設予定年度の 前々年度末	7月～9月	11月下旬	12月中旬

- ・ 認定時期が前倒しとなったことにより、12月中旬の認定後から翌年度の教職課程の開始までの間に、やむを得ない事由（専任教員が死亡又は入院したために急遽変更する必要が生じた等）により認定済みの教職課程の内容を変更せざるを得なくなる事例が生じている。
- ・ その場合、現行の取扱いでは、当該教員の担当科目又は認定課程そのものを取り下げることとしており、専任教員の補充は認めていない。
- ・ なお、認定済みの教職課程を変更しようとするときは、教育職員免許法施行規則第二十一条第二項に基づき文部科学大臣に事前に届け出ることとしており、教職課程の初年次の活動開始以降に変更が生じた場合は、これに従い手続きを行っている。

### 3. 改正理由及び内容

- ・ 従来は、認定から教職課程の初年次の活動を開始するまでの期間が短いため、専

任教員を変更せざるを得ない事象がほとんどなく、また、万一変更が生じた場合も前述のとおり対応を行っていたが、認定時期が2か月前倒しとなったことにより、今後は同様の事例が増加することが見込まれる中、その対応を行わないことは適切ではない。

- ・ 従って、教職課程認定においても、認定された教職課程が開始する前に変更せざるを得なくなった場合は、審査の上、その変更を認める旨の改正を行うことが適当である。
- ・ なお、本改正は専任教員に関する変更を審査の対象とする。これは、
  - ①教職課程認定基準の教員組織の専任教員数の基準より低下した状態にならないようにする必要があること
  - ②専任教員は認定学科の教育課程の編成に参画し、認定学科等の学生の教職課程指導を担当することであり、教職課程の存立に重大な影響を与えるためである。

#### 4. 教職課程認定審査運営内規の一部改正について

- 6 教職課程の認定後に教育課程を変更する場合の取扱いについて
- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の各号に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否(可、保留(取り下げ勧告を含む。))について書類審査を行う。
- ① 専任教員を変更する場合
  - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
  - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

注1：教職課程の認定は、完成年度までその内容を確実に履行することを前提としているので、当該教職課程の初年次の活動が開始するまでは、上記以外の変更は認めない。

注2：「やむを得ない事由」とは、専任教員の退職(死亡)あるいは病気休業、産前産後の休業、育児休業又は介護休業などにより専任教員が長期間休業となることで、専任教員を変更せざるを得ない状況が、申請時には予見できない社会通念上相当であると認められる理由により生じた場合などとする。

#### 5. 手続き及び審査スケジュールについて

- ・ 内規改正後の、認定後に教育課程を変更する場合の手続き及び審査スケジュールは以下のとおりとする。なお、審査書類提出期限の2月中旬以降に変更が生じた場合は、従来どおりの手続きによるものとする。
- 1 2月中旬 教職課程認定通知書送付とあわせて、認定大学等へ審査書類提出要領及び提出期間について案内

- 2 月末 審査書類提出期限
- 3 月中旬 課程認定委員会による書類審査
- 3 月下旬 認定通知送付

(参考)

教育職員免許法施行規則

第21条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

一～四 (略)

五 教育課程

六～九 (略)

- 2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

教職課程認定審査運営内規 (抄)

1, 2 (略)

3 書類審査

(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。

① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係

② 教育課程及びその履修方法

③ 教員組織

④ 施設・設備（図書等を含む。）

⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等

⑥ 学則

(2) 書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。

(3) 補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。

(4) 取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

4～6 (略)